令和７年１０月１９日執行予定

佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙

収　支　報　告　書

記　載　例

佐賀市選挙管理委員会

市長及び市議共通

選挙運動費用収支報告書

1　令和7年10月19日執行　【例】佐賀市長又は市議会議員選挙

2　公職の候補者　住　所　**佐賀市栄町〇〇番〇号**

氏　名　**佐賀　太郎**

3　9 月　1 日から
10 月　22 日まで
（第 1 回分）

「収入の部」、「支出の部」に記載した月日の最初の収支の日と最後の収支の日を記載する。

〇解　説

・選挙期日の告示日前まで、選挙期日の告示日から投票日まで、及び投票日後にされた寄附その他の収入及び支出については、これをあわせて精算し、領収書（公選法188条）その他支出を証すべき書面面の写しを添付して、選挙期日から15日以内に提出しなければならない。（公選法189条1項1号）

※①の精算届出後にされた寄附その他の収入及び支出については、そのつど寄附その他の収入及び支出がされた日から**7日以内**に提出しなければならない。（公選法189条1項2号）

※**出納責任者**が収支報告書もしくはそれに添付すべき書面の写しの提出を怠り、またはこれに虚偽の記載をしたときは、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金（公選法246条5号2）

※**出納責任者**は、会計帳簿、明細書、領収書、その他支出を証する書類を収支報告書を提出した日から3年間保存しなければならない。（公選法191条1項）

・市選挙管理委員会は、当報告書を受理したときは、告示をもって**その要旨を公表**しなければならない。（公選法192条1項2項）

・**何人も**、その保存期間内において、市選挙管理委員会の定めるところにより、**閲覧を請求**することができる。（公選法192条4項）

氏名及び電話番号を必ず記載してください。
問い合わせに対応できる事務担当者を記載してください。

事務担当者
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
電話＿＿＿＿＿＿＿＿

4　収入の部　　（第1回）

月　日①	金額又は見積額		種　別②	寄附をした者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備　考
9月1日	1,500,000	円	その他の収入					自己資金
9月17日	240,000		寄　附③	佐賀市〇一丁目1-1	佐賀太郎後援会		8,000円×30日⑥	事務所無償借上げ
9月27日	100,000		寄　附	佐賀市〇一丁目1-1	××党佐賀県本部			
9月27日	300,000		寄　附	〃　〇〇町2-2	佐賀太郎後援会			
10月1日	30,000		寄　附	〃　〇〇町〇〇100④	口山　口男	会社役員⑤	⑥	
〃	28,000		寄　附③	〃　口口町2-1	〇川　〇夫	会社社長	机4、椅子20　2,000円×14日	備品無償借上げ
10月8日	10,500		寄　附	〃　口口町2-2	△田　△雄	農　業	米30kg(10kg3,500×3)	
10月9日	10,000		寄　附	〃　〇〇町〇〇100	口山　口子	無　職	1日10,000円	労務無償提供

計	寄　附	718,500	円
	その他の収入	1,500,000	
	計	2,218,500	
前回計	寄　附	0	円
	その他の収入	0	
	計	0	
総額	寄　附	718,500	円
	その他の収入	1,500,000	
	総　計	2,218,500⑦	

①

参考	公費負担相当額	260,800　円	(内訳)ビラ作成経費	116,800　円
			(内訳)ポスター作成経費	144,000　円

〇解　説

① 実際に収入のあった日、寄付の場合はその約束のあった日でも可
② 「寄附」または「その他の収入」のいずれか(プルダウンで選択)
③ 金銭以外のものであっても「寄附」として算入し、同額を支出として計上する。
　例:「事務員届出」で届けた者や労務者(事務員届出で届けない者)が無報酬で選挙運動に従事した場合
　　通常借料等がかかる選挙事務所やその備品などを無償提供を受けた場合
　　運動員への弁当の材料として提供された米や野菜など(単なる飲食物の提供は相応しくない。)
④ 個人からの寄附は確認のうえ記載する必要がある。
⑤ 個人の場合は、必ず職業を記載すること。
⑥ 収入が金銭以外のものであるときに記入する。
⑦ 収入＜支出にならないよう注意する。
　※収入－支出＋公費負担分(ポスター・ビラ)≧0

5　支出の部【人件費】　ア

（第1回）

月　日①	金額又は見積額		区　分②	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
10月12日	15,000	円	選挙運動	事務員報酬	佐賀市〇〇町〇100	口山　口子④	無　職	1日 15,000円	労務無償提供
10月12日	30,000		選挙運動	車上運動員報酬	〃　〇町2-1	☆野　☆子	主　婦		1日15,000円 × 2日
10月18日	75,000		選挙運動	事務員報酬	〃　〇町10-1	〇岡　〇助	団体職員		1日15,000円 × 5日
〃	140,000		選挙運動	車上運動員報酬	〇〇市△町4-4	口川　口美	学　生		1日20,000円 × 7日
〃	20,000		選挙運動	労務者報酬	佐賀市〇町300	△崎　△太	無　職		時給1,000円 × 5H × 4日⑤
			③						
小　計	280,000								①

〇解　説

ア）選挙運動に従事した事務員、車上運動員（うぐいす嬢など）、手話通訳者、要約筆記者、労務者（単純な機械的労務を提供する者）に対する報酬

※人件費は「一般の選挙運動員」には支給できない。一般の選挙運動員等については、実費弁償が支払われるが、その内容は、交通費、食糧費等として処理を行う。

① 実際に支出のあった日（原則領収書の日付）　無償提供等の場合はその約束のあった日でも可

② 告示日前日までの支出については「立候補準備」とし、告示日以降（選挙日以降含む）の支出については「選挙運動」と記載する（プルダウンで選択）。

③ 支給できる期間は届け出た日から執行日前日までであるので、区分は「選挙運動」となる。

④ 立候補届の際、「事務員届出」をしていなければ、報酬を支給できない。

⑤ 1日に支給できる限度額が決まっているため、内訳を必ず記入する（時給の場合は1日の単価が分かるように）。

〇事　務　員：1日につき15,000円以内　　〇車上運動員：1日につき20,000円以内
〇手話通訳者：1日につき20,000円以内　　〇要約筆記者：1日につき20,000円以内
〇労　務　者：1日につき10,000円以内

市長：1日につき計12人まで／市議：1日につき計9人まで　　公選法令129

5　支出の部 【家屋費（選挙事務所費）】イ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
9月10日	198,400	円	立候補準備	事務所借上料	〃　○町1-10	△△商事			9/10～10/11　32日間
〃	49,600		選 挙 運 動	事務所借上料	〃	〃			10/12～10/19　8日間
10月1日	28,000		立候補準備	備品借上料	佐賀市□□町2-1	○川　○夫	会社社長	机4、椅子20 2,000円×14日	備品無償借上げ
10月12日	22,000		選 挙 運 動	電話架設費	〃　××二丁目1-5	NTT○○○			
10月13日	35,000		選 挙 運 動	事務所借上料	佐賀市栄町○番□号	佐賀太郎後援会		5,000円×7日	事務所無償借上げ
小　計	333,000								②

○解　説

イ）家屋費は、「選挙事務所費」と「集合会場費」に分けて記載する。

「選挙事務所費」には、事務所そのものの借上げの他、事務所備品、駐車場借上げ、電話架設費、空調設備設置費などが含まれる。

選挙事務所に候補者の自宅を使用した場合は記載する必要ないが、無償提供の場合は借用料を時価で見積もって記載する。

「集合会場費」には、個人演説会（公営施設の2回目以外）の会場借上げの他、音響や空調等の設備使用料などが含まれる。

5　支出の部 【家屋費（集合会場費）】イ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
10月13日	5,000	円	選 挙 運 動 ⑥	演説会場借上料	佐賀市△△町10	○町公民館			集会室

○解　説

⑥「集合会場費」の区分は「選挙運動」となる。
民間施設（公営以外のもの）の無償提供の場合は、使用料を時価で見積って記載する。

小　計	5,000								③

5　支出の部 【通信費】　ウ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
10月1日	11,000	円	立候補準備	切　手　⑦	佐賀市△二丁目3-3	△郵便局			110円 × 100枚
〃	25,200		立候補準備	電話機借上料	〃　△町△100	□□リース			3,150円 × 8台
10月29日	48,860		選 挙 運 動	電話料	〃　××二丁目1-5	NTT○○○			

○解　説

ウ）電話器の借上げ料（架設費は家屋費）、電話代、**事務連絡用**の郵便料

⑦ 選挙運動のために郵送で頒布できる文書は選挙運動用通常葉書（市長＝8,000枚まで、市議=2,000枚までについては記載不要）に限られるため、あくまで事務連絡用である。（公選法142・公職選挙郵便規則）「地方選挙早わかり　P79～」

小　計	85,060								④

5　支出の部【交通費】　エ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
10月8日	3,000	円	選挙運動	車上運動員 鉄道賃	○○市△町4-4	□川　□美　⑧	学　生		○○駅～佐賀駅 往復（実費弁償）　⑨

○解　説

エ）主に選挙運動員に対する交通費

選挙運動用自動車（公費負担）借上料は、選挙期間外の分も計上は不要。

※その他、選挙運動用自動車に要した費用（ガソリン・オイル・修理・運転手の雇用等）も同様に計上不要。それ以外の車輌のガソリン代等は計上する。

⑧ 本人に対してなされる支出（実費弁償）

⑨ 電車賃は領収書が発行されないことから、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載する。

小　計	3,000								⑤

5　支出の部 【印刷費】　オ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
9月20日⑩	144,000	円	立候補準備	ポスター印刷代	佐賀市△一丁目4-4	□□印刷			400円 × 360枚 ⑪ （公費負担分）
〃	16,000		立候補準備	ポスター印刷代	〃	〃			400円 × 40枚（予備）
10月1日	116,800		立候補準備	ビラ印刷代	〃	〃			7.3円 × 16,000枚 （公費負担分）
〃	29,200		立候補準備	ビラ印刷代	〃	〃			7.3円×4,000枚（予備）
10月13日	280,000		選 挙 運 動	ハガキ ※	佐賀市△町5-5	△印刷			35円×8,000枚

○解　説

オ）主に選挙運動のために使用するポスター、葉書（上記※）、ビラの印刷費

※選挙運動で頒布できる文書図画は、「選挙運動用通常葉書」及び「選挙運動用ビラ」のみなので注意する。

（公選法142）「地方選挙早わかり　P79～」

⑩ 公費負担のうち、ポスター及びビラの作成費は必ず計上する（日付は契約日を記載する）。

⑪ 公費負担外（予備で作成したもの・事務所内に貼るもの等）も漏れなく記入する。

※ポスター及びビラは日付、業者が同じでも分けて記入する。

※公費負担対象の支出については、公費負担対象額分の「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」、自己負担額分については領収書等の貼付が必要です。

小　計	586,000								⑥

5　支出の部 【広告費】　カ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
9月30日	52,500	円	立候補準備	事務所用看板代	佐賀市△△町大字△△1000	○○看板	看板業		
10月1日	48,000		立候補準備	自動車用看板代 ⑫	〃	〃	看板業		
〃	6,300		立候補準備	たすき代	佐賀市××二丁目5-1	□□洋装店			
10月12日	56,000		選挙運動	拡声機借上料 ⑫	〃　△町1-6	△川　△郎	電気器具商		8,000円 × 7日
〃	147,000		選挙運動	新聞広告	〃　××一丁目5-4	××新聞社			1日73,500円 × 2回
10月16日	20,000		選挙運動	選挙公報原稿作成料	〃　☆☆三丁目5-6	オフィス☆☆			
小　計	329,800								⑦

○解　説

カ）主に立札、看板、たすき等の作成費や拡声機借上料

※選挙運動で掲示できる立札看板の類（選挙事務所を表示するもの、選挙運動用自動車に掲示するもの、個人演説会場で使用するもの）は大きさや数に制限があるので注意する。（公選法143）「地方選挙早わかり　P74～、P109～、P121～」

⑫ 選挙運動用自動車（公費負担）に取り付ける看板・拡声器は「広告費」として計上する。

5　支出の部【文具費】　キ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業		
9月30日	1,200	円	立候補準備	用紙代	佐賀市△△町大字△△200	△△文具店			
〃	1,000		立候補準備	ボールペン代	佐賀市△△町大字△△200	△△文具店			
〃	5,400		立候補準備	トナー	〃　〇〇町300	ホームセンター□□〇〇町店			
10月12日	3,900		選挙運動	墨汁代ほか	〃	〃			

〇解　説

キ）主に選挙運動のために使用する用紙、ボールペン、コピー代、その他選挙事務所において使用する消耗品

小　計	11,500								⑧

5　支出の部 【食糧費】　ク

（第1回の①）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
10月7日	14,250	円	立候補準備	お茶代 ⑭	佐賀市□□町大字□□600	□□茶舗	小売業		煎茶950円 × 15本
〃	6,800		立候補準備	菓子代	○市△二丁目7-3	スーパー○○△店	総合小売業		饅頭ほか
〃	15,800	⑬	立候補準備	弁当調製費	〃	〃	総合小売業		食材（8・9日）40食分×2日 ⑮
10月12日	15,800		選挙運動	弁当調整費	〃	〃	総合小売業		食材（12・13日）40食分×2日
〃	10,500		選挙運動	弁当調整費	佐賀市△△町大字△△200	△田　△雄	農　業	米30ｋｇ（10kg3,500円×3）	食材（12・13日）40食分×2日
10月13日	5,200		選挙運動	菓子代	○市△二丁目7-3	スーパー○○△店	総合小売業		りんご みかん ⑮
10月14日	26,460		選挙運動	弁当代	佐賀市△町大字○○800	○○弁当	飲食業		1食735円 × 36食
10月15日	60,480		選挙運動	弁当代	□郡○○町700	□仕出店	飲食業		1食840円×36食×2日
10月16日	26,460		選挙運動	弁当代	佐賀市△町大字○○800	○○弁当	飲食業		1食735円 × 36食
10月18日	60,480		選挙運動	弁当代	□郡○○町700	□仕出店	飲食業		1食840円 × 36食×2日
〃	2,400		選挙運動	事務員実費弁償	佐賀市○町10-1	○岡　○助			1食800円 × 3食
〃	10,000		選挙運動	水	○市△二丁目700	有限会社○○			
小　計	254,630								⑨

○解　説

ク）主に選挙事務所で提供する湯茶や選挙運動員などに提供する弁当

★「食糧費」については、公選法第139条（飲食物の提供の禁止）に注意する。

湯茶及びそれに伴い通常用いられる程度の菓子と、候補者の選挙事務所において選挙運動員、選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対して提供する弁当を除き、何人もそれがいかなる名義であっても、選挙運動に関して飲食物を提供することはできない。

※一般的にジュース（コーヒー）類、酒類、軽食（食事ではない）としてのパンやサンドイッチ等は、菓子には含まれないため提供することはできない。

違反した場合、2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が課せられる。（公選法243①(1)）

⑬ 弁当調製費（＝弁当の食材）ということで「立候補準備」でも可としている。

⑭ 原則「お茶代」「菓子代」「弁当代」「弁当調製費」「実費弁償」のいずれかになる。
その他としては、ウォーターサーバー、運動員等へ支給した食事代（実費弁償）がある。

⑮ 弁当（弁当代実費弁償）は、1日に提供できる金額と数に制限があるので、単価及び食数を記入する。
弁当調製費（食材）は、作った食数を記入する。

○提供できる弁当
1食につき1,500円以内
1日につき4,500円以内　　総数315食＝（15人分×3食）×7日分
※労務者に対しては、報酬額から弁当の実費額を引くことで提供できる。　　公選法令129

5　支出の部【休泊費】　ケ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
10月12日	60,000		選挙運動	車上運動員宿泊料	○○市△町4-4	□川　□美 ⑯	学　生		1泊10,000円×6泊

○解　説

ケ）主に候補者、応援弁士、選挙運動員などの宿泊費

⑯ 本人に対してなされる支出（実費弁償）※宿泊施設ではない。

支給できる宿泊料
一般の選挙運動員　・・・　1泊につき23,000円以内（食事代を除く）
労務者　・・・　1泊につき20,000円以内（食事代を除く）　　公選法令

小　計	60,000								⑩

5　支出の部【雑　費】　コ

（第1回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
10月1日	50,000		立候補準備	スタッフジャンパー	佐賀市〇町300	ホームセンター□□〇町店			1着5,000円×10着
10月2日	3,000		立候補準備	釘・針金代	佐賀市〇町300	ホームセンター□□〇町店			
10月10日	33,000		立候補準備	コピー機借上料	佐賀市△町△100	□□リース			
10月12日	52,500		選挙運動	ポスター掲示業務委託	〇〇市△一丁目1-6	△△運送			
10月22日	440		選挙運動	振込手数料	佐賀市〇町1	〇〇銀行××支店			

〇解　説

コ）主に光熱水費などア～ケに当てはまらない支出

小　計	138,940								⑪

5　支出の部　　（第1回）

月　日		金額又は見積額	区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
計	立候補準備のための支出	805,850 円							
	選挙運動のための支出	1,281,080							
	計	2,086,930							
前回計	立候補準備のための支出	0 円							
	選挙運動のための支出	0							
	計	0							
総額	立候補準備のための支出	805,850 円							
	選挙運動のための支出	1,281,080							
	総　計	2,086,930							

収入＜支出にならないよう注意する。
※収入－支出＋公費負担分（ポスター・ビラ）≧0

支出のうち公費負担相当額	項　目	単価（A）	枚数（B）	金額（A）×（B）＝（C）
	ビラの作成	7.30　円	16,000　枚	116,800　円
	ポスターの作成	400.00　円	360　枚	144,000　円
	計			260,800　円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令　和　　7　年　　11　月　　3　日

出納責任者　（住　所）　**佐賀市栄町〇〇番〇号**

（氏　名）　**佐賀　花子**

備　考

1　収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。
　なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
2　収入の部中「種別」欄には、「**寄附金**」、「**その他の収入**」の区別を明記するものとする。
3　収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ、ポスターの作成にかかるものをいう。以下同じ）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
4　支出の部中「区分」欄には、「**立候補準備**」のために支出した費用と「**選挙運動**」のために支出した費用との区別を明記するものとする。
5　支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動にかかる公費負担相当額を記載するものとする。
　ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
6　精算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記入するものとする。
7　収入の部の記載については、会計帳簿の収入簿の2から6までの例により、支出の部の記載については、同支出簿の3から7までの例によるものとする。
8　出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
　ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区　分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
令和7年 ９月２０日	144,000　円	立候補準備	ポスター印刷代	公費負担のため
９月２０日	116,800	〃	ビラ印刷代	公費負担のため
１０月　１日	28,000	〃	備品借上料	事務所備品の無償提供のため
１０月１２日	10,500	選挙運動	弁当調製費	食材（米）無償提供のため
１０月１２日	15,000	〃	事務員報酬	労務の無償提供のため
１０月１３日	280,000	〃	ハガキ印刷代	銀行振込のため

1　令和7年10月19日執行　【例】佐賀市長又は市議会議員選挙

2　公職の候補者　住　所　佐賀市栄町〇〇番〇号

氏　名　佐賀　太郎

3　出納責任者　住　所　佐賀市栄町〇〇番〇号

氏　名　佐賀　花子

・備考

1　「区分」

2　「支出の

3　金融機

・銀行振込、労務等の無償提供、公費負担の対象となる支出の場合など領収書を受けること等ができない場合は「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記入し、それぞれ費目別の領収書をまとめ、提出してください。

・領収書の紛失は、領収書を徴し難い事情があった支出とは認められませんので、再発行を受けるなどの対応をお願いします。

選 挙 運 動 費 用 収 支 報 告 書

第2回目の提出

1　令和7年10月19日執行　【例】佐賀市長又は市議会議員選挙

2　公職の候補者　住　所　佐賀市栄町〇〇番〇号

氏　名　佐賀　太郎

3　　11 月　20 日から
　　11 月　27 日まで　（第 2 回分）

第1回報告後の収支については、その収支のあった日から**7日以内**に2回目として報告書を作成してください
第2回分以降の「～から」は第1回分報告書と同一の日を記載してください。

〇解　説

・第1回目の精算届出後にされた寄附その他の収入及び支出については、**そのつど**寄附その他の収入及び支出がされた日から**7日以内**に提出しなければならない。（公選法189条1項2号）

※**出納責任者**が収支報告書もしくはそれに添付すべき書面の写しの提出を怠り、またはこれに虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁錮または50万円以下の罰金（公選法246条5号の2）

※**出納責任者**は、会計帳簿、明細書、領収書、その他支出を証する書類を収支報告書を提出した日から3年間保存しなければならない。（公選法191条）

・市選挙管理委員会は、当報告書を受理したときは、告示をもって**その要旨を公表**しなければならない。（公選法192条1項2項）

・**何人も**、その保存期間内において、市選挙管理委員会の定めるところにより、**閲覧を請求**することができる。（公選法192条4項）

事務担当者
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
電話＿＿＿＿＿＿＿＿

4　収入の部　　（第2回）

月　日	金額又は見積額		種　別	寄附をした者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備　考
11月20日	⑥ 10,000	円	その他の収入					自己資金
計 寄附	0	円						
計 その他の収入	10,000							
計 計	10,000							
前回計 寄附	718,500	円						
前回計 その他の収入	1,500,000							
前回計 計	2,218,500							
総額 寄附	718,500	円						
総額 その他の収入	1,510,000							
総額 総計	2,228,500	⑥						②
参考	公費負担相当額		0 円	（内訳）ビラ作成経費			円	
				（内訳）ポスター作成経費			円	

第2回目の提出

解説
⑥ 収入＜支出にならないよう注意する。　　※収入≧支出－公費負担分（ポスター・ビラ）

5　支出の部 【通信費】　　（第2回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
11月20日	4,520	円	選挙運動	電話料	佐賀市××二丁目1-5	NTTOOO			
小　計	4,520								④

第2回目の提出

5　支出の部 【雑　費】　　（第2回）

月　日	金額又は見積額		区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
11月20日	5,240	円	選挙運動	電気料	佐賀市□一丁目8-1	△△電力			
11月20日	2,560		選挙運動	水道代	〃　△四丁目4-5	□□水道局			
小　計	7,800								⑪

第2回目の提出

5　支出の部　　（第2回）

月　日		金額又は見積額	区　分	支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職　業	金銭以外の支出の見積の根拠	備　考
計	立候補準備のための支出	0 円							
	選挙運動のための支出	12,320							
	計	12,320							
前回計	立候補準備のための支出	805,850 円							
	選挙運動のための支出	1,281,080							
	計	2,086,930							
総額	立候補準備のための支出	805,850 円							
	選挙運動のための支出	1,293,400							
	総　計	2,099,250							

第2回分以後については、当該報告分の合計を「今回計」の欄に、前回までの報告分の総額を「前回計」の欄に、それぞれ記載し、「今回計」と「前回計」の合計を「総計」の欄に記載します。

第2回目の提出

収入＜支出にならないよう注意する。
※収入－支出＋公費負担分（ポスター・ビラ）≧0

支出のうち公費負担相当額	項　目	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)＝(C)
	ビラの作成	円	枚	0　円
	ポスターの作成	円	枚	0　円
	計			0　円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令　和　7　年　11　月　27　日

出納責任者　（住　所）　佐賀市栄町〇〇番〇号

（氏　名）　佐賀　花子

備　考

1　収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。
　なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
2　収入の部中「種別」欄には、「**寄附金**」、「**その他の収入**」の区別を明記するものとする。
3　収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ、ポスターの作成にかかるものをいう。以下同じ）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
4　支出の部中「区分」欄には、「**立候補準備**」のために支出した費用と「**選挙運動**」のために支出した費用との区別を明記するものとする。
5　支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動にかかる公費負担相当額を記載するものとする。
　ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
6　精算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記入するものとする。
7　収入の部の記載については、会計帳簿の収入簿の2から6までの例により、支出の部の記載については、同支出簿の3から7までの例によるものとする。
8　出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
　ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。